

2024.6.18

堂込まきこ参議院議員、財政金融委員会で質疑！

## 通勤手当の非課税限度額の引上げを求めました！



<https://youtu.be/5PF3pxiQutI>

発言抜粋

### 「通勤手当の非課税限度額の見直しについて」



堂込まきこ：

- ・企業が支給する通勤手当は仕事をするために必要な費用であることから、所得税法上、一定の範囲内で非課税所得として取り扱われているのは周知の事実です。
- ・昨今のガソリン価格上昇を受けて、通勤手当については燃料費負担に見合った金額に引き上げている企業も見受けられます。
- ・しかし、通勤手当の非課税限度額は2014年10月に改正して以来、見直しが行われていません。
- ・通勤手当が非課税限度額を超えた場合は課税対象となることから、労働組合からも非課税限度額の引上げを求める声が多寄せられています。
- ・財務省は民間の動向を反映させた人事院勧告で示される国家公務員の通勤手当の支給限度額を参考にして、非課税限度額などの税法上の金額を決定していく

方針を示しています。

- ・ 昨年的人事院勧告で示した支給限度額はどのような調査結果をもとに判断したのかについて、人事院にお尋ねします。
- ・ 民間企業における通勤手当の実情とその引き上げの必要性について、労働条件を所管する厚生労働省の認識をお伺いします。
- ・ 従業員の負担が増加している現状を理解し、非課税限度額を引き上げる必要があると考えますが、財務省の見解をお尋ねします。

## 人事院：

- ・ 昨年・本年は、人事院勧告の基礎としている職種別民間給与実態調査におきまして、新幹線通勤を含む交通機関を利用する場合の通勤手当について民間企業の支給状況を調査しており、自動車を使用する場合の通勤手当についての調査は行っておりません。
- ・ なお、自動車を使用する場合の通勤手当につきましては、定期的に民間企業の手当の支給状況を定期的に調査し、その結果を踏まえて国家公務員の手当額を改定しています。
- ・ 今後も、ガソリン価格の動向にも留意しつつ、定期的に民間企業の手当の支給状況を把握し、適切に対応してまいります。

## 厚生労働省：

- ・ 諸手当を含む賃金については、各企業においてその企業の置かれた様々な状況に鑑みながら個別に労使が交渉し、合意した上で決定されているものと承知しています。
- ・ その上で、中小企業が賃上げしやすい環境整備が重要であると考えており、生産性向上や三位一体の労働市場改革に向けた施策を関係省庁と連携して進めており、引き続き、政府全体で物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指してまいります。

## 財務省：

- ・ 自動車等を使用する場合の非課税限度額につきましては、通勤に必要な自動車等の使用に係る費用は人それぞれであることから、客観的な基準として、民間の通勤手当の支給実態に関する調査を勘案した人事院勧告に基づいて決められている国家公務員の通勤手当の支給限度額を参考として定めております。
- ・ 今後の対応については、国家公務員における通勤手当の支給限度額の動向を踏まえつつ、その必要性を見極める必要があると考えております。